

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請による免許の取消しを行い、又は執行した免許に係る免許証を交付したのが、徳島県公安委員会であれば、当該申請の当日中（運転免許課以外の施設において申出が行われた場合にあっては14日。）
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書は、警察本部交通部運転免許課へ提出。）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許課（088-699-0110）または警察署
備 考：